

鹿 児 島 県 公 報

平成29年11月17日（金）第3367号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	示	
○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（※）		（建築課取扱い） 1
○保安林の指定		（森づくり推進課取扱い） 2
○救急病院等の認定		（地域医療整備課取扱い） 2
○肥料の登録		（食の安全推進課取扱い） 3
○肥料の登録の有効期間の更新		（食の安全推進課取扱い） 3
○公共測量の実施		（監理課取扱い） 3
公 告	告	
○開発行為に関する工事の完了公告（2件）		（建築課取扱い） 3

規 則

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第50号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成13年鹿児島県規則第8号）の一部を次のように改正する。

第12条中「第8条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第13条中「第9条第1項」を「第8条第1項」に改める。

第14条中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

別記第4号様式中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、
「第8条第2項」を「第7条第2項」に、

免 許 番 号	を	（免許失効時の）免許番号	に、
代 表 者 の 氏 名	を	氏名（法人にあっては、 代表者の氏名）	に、
廃 止 し た 事 務 所 の 名 称 及 び 所 在 地	を	廃止した従たる事務所 の 名 称 及 び 所 在 地	に改める。

別記第5号様式中「第9条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条第1項第3号」を「第8条第2項第3号」

7条第1項第3号
7条第2項第3号」に、「代 表 者 の 氏 名」を

「氏名（法人にあつては、
代表者の氏名）」に改め、同様式注2中「保証金規則第8条第1項第3号」を「営業保証金規則第7条第1項第3号」に改める。

別記第6号様式中「申出債権総額証明書の交付請求書」を「申出債権総額証明書交付請求書」に、「第9条第2項」を「第8条第2項」に、「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号第2項第3号」に、「代表者の氏名」を「氏名（法人にあつては、
代表者の氏名）」に改め、同様式注2中「保証金規則第8条第1項第3号」を「営業保証金規則第7条第1項第3号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の宅地建物取引業法施行細則の規定により提出されている届出書その他の書類は、改正後の宅地建物取引業法施行細則の相当する規定により提出された届出書その他の書類とみなす。

告 示

鹿児島県告示第1095号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
霧島市横川町上ノ字柿木濱弓場5833番2，5833番45
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1096号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 診療所の名称及び所在地

診 療 所 の 名 称	所 在 地
黎明脳神経外科医院	鹿屋市串良町上小原3500番1

- 2 認定の有効期限
平成32年12月7日

鹿児島県告示第1097号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定により、次のとおり肥料の登録をした。
平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
							氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1339号	平成29年11月6日	平成35年11月5日	肉かす粉末	9.0肉かす粉末	窒素全量 9.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 窪田商店	鹿児島市城南町19番10号
鹿児島県肥第1340号	平成29年11月6日	平成35年11月5日	肉骨粉	7 - 5 牛肉骨粉	窒素全量 7.0 りん酸全量 5.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社 窪田商店	鹿児島市城南町19番10号

鹿児島県告示第1098号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1290号	平成35年11月24日	魚かす粉末	フィッシュボーン	窒素全量 5.0 りん酸全量16.0	該当なし	株式会社 イリオス通商	鹿児島市宇宿二丁目8番3号

鹿児島県告示第1099号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、志布志市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（確定測量）
- 2 作業の期間 平成29年10月27日から平成30年3月16日まで
- 3 作業の地域 志布志市有明町山重地内

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
枕崎市岩崎町43番の一部、61番の一部、62番の一部、63番の一部、81番1、83番、83番1、84番及び84番地先里道

- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 枕崎市岩崎町43番の一部，83番の一部，83番1の一部，84番の一部及び84番地先里道
公園 枕崎市岩崎町43番の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
枕崎市千代田町27番地
枕崎市長 神園征

.....

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成29年11月17日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市蒲生町下久徳字桑水流442番1，443番，444番，445番1，446番1，448番1，444番地先水路の一部及び448番1地先里道の一部
- 2 公共施設の種類，位置及び区域
道路 始良市蒲生町下久徳字桑水流442番1の一部，443番の一部，444番の一部，445番1の一部，446番1の一部，444番地先水路の一部及び448番1地先里道の一部
公園 始良市蒲生町下久徳字桑水流442番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市宮島町26番地
始良市土地開発公社
理事長 笹山義弘